

改定「熊本市景観計画」が令和6年4月から施行となります！

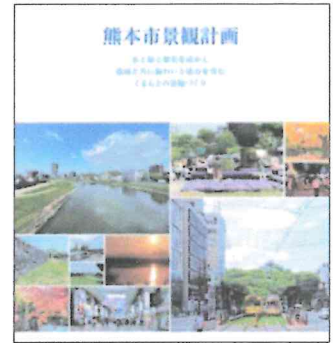
熊本城の眺望など、これまで先人が守り育ててきた景観を未来に引き継ぎながら、良好な都市景観を創り育むため、景観計画の改定を行いました。
より良い熊本の景観づくりのために、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いします。

景観計画とは。

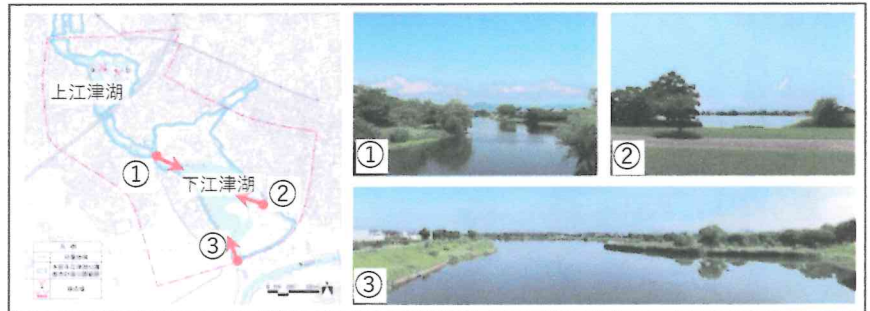
熊本らしい景観の形成を推進するための基本的な方針、具体的な制限（景観形成の基準）を明らかにし、良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

視点場※1を設定しています。

多くの人から親しまれる景観が将来失われることがないように守っていくために、重点地域※2には視点場を設定しています。




視点場と視対象のイメージ



《例》江津湖周辺地域の視点場と眺望

※1 視対象を眺める人が位置する場所。

※2 「熊本城周辺地域、水前寺周辺地域、江津湖周辺地域、熊本駅周辺地域、電車通沿線地域、白川沿岸地域」の6地域

 重点地域のエリア、視点場の位置は裏面参照

改定で何が変わったのか。

①眺望の保全・向上の考え方を明記しました！

建築行為等の際には、重点地域における視点場からの眺望についてご配慮ください。

《例》桜井通り（上通・長崎書店の南側）からの熊本城の眺望と、保全・向上の考え方



- ・桜井通りの建築物や工作物等の色彩は、地域で推奨する色彩※3を使用し、熊本城天守閣への良好な眺めをさえぎる屋外広告物の掲出を控えます。
- ・沿道の建築物の新築、建替えにおいては可能な限り道路境界から壁面位置を後退させます。

※3 熊本市景観計画第3章「2. 大規模行為届出」参照。

②大規模行為等の届出※4の際、チェックシートの提出を求めます！

眺望保全・向上の考え方や景観形成基準の内容をチェックシートとしてまとめました。届出の際には漏れなく内容を確認いただき、建築等計画への反映をお願いします。

令和6年4月以降に届出を行う場合はチェックシートの添付をお願いします。

※4 高さ12m超又は建築面積1,000㎡超など一定規模を超える建築物等の新築、外壁の色変更などに関する景観法に基づく届出。



届出様式
チェックシートは
こちら

③将来像イメージを掲載しています！

景観誘導により形成される将来イメージのイラストを載せていますので、参考とさせていただきます。

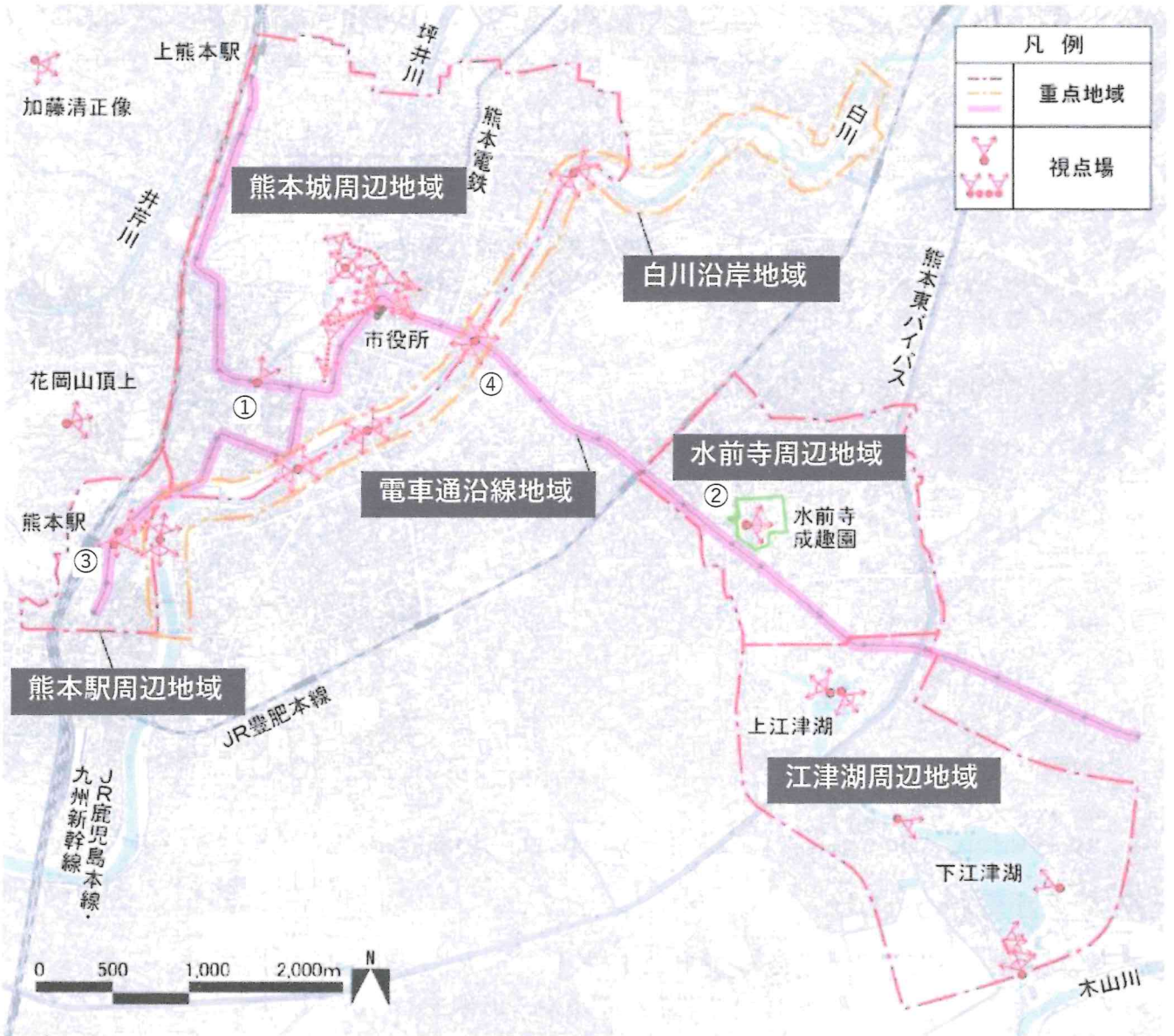


将来イメージイラスト



景観計画はこちら

○掲載ホームページ 熊本市ホームページ>分類から探す>防災・まちづくり・市民参画>都市計画・中心市街地・景観>都市デザイン>景観計画



重点地域エリアと視点場位置



視点場からの眺望の一部